

社会福祉法人 清栄会

2025年度阿さひ保育園重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人清栄会
所 在 地	大阪市阿倍野区旭町3丁目1番6号
電 話 番 号	06-6631-4718
代表者氏名	理事長 西山 幸恵

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	阿さひ保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市阿倍野区旭町3丁目1-6
連 絡 先	TEL 06-6631-4718 FAX 06-6631-1607
管 理 者	園長 西山 幸恵
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところによる、保育を必要とする小学校就学前乳幼児
認 可 定 員	0歳児 6人 1歳児 15人 2歳児 18人 3歳児 21人 4歳児 22人 5歳児 22人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 46人 満1歳以上満3歳未満の児童 21人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	昭和31年10月8日
事 業 所 番 号	2710051004184
ホームページ	http://asahi_seiei.jp/fq

3 施設の目的・運営方針

阿さひ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳児・幼児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地		6 2 9 . 0 9 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建
	延べ面積	6 6 6 . 3 4 m ²
園 庭		地上園庭 1 6 0 m ² 屋上 1 2 0 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	あか組（満2歳児クラス）、すみれ組（満3歳児クラス）、さくら組（満4歳児クラス）、きく組（満5歳児クラス）について各1室
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
相談室	1 室	
倉庫	2 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 30 年 3 月 28 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 近隣との関わり

小学校行事に参加

地域の清掃活動に参加。

敬老の日に地域のご老人代表をまねく。地域のご老人（長寿会員）に子ども達と共に作った自家製クッキーを配る。

(3) 送迎

送迎は保護者において行います。

(4) その他

同建物内に子育て支援センター「ほっこり」があります。

放課後児童健全育成事業(学童保育)「つくし会」があります。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）

2025 年 2 月現在

職 種	職務の内容	職員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員全体を監督	1	1		園長
主任 保育士	園長を助け、命を受け、園務、事業実施計画、管理、指導等をつかさどる	1	1		副園長
保育士	子どもにあわせ、教育・保育を通じて保護者とともにその心身の成長・発達をうながす。	11	7	4	
調理員	健康、食育に関わる。アレルギー等の対応、食中毒等の予防	3	2	1	栄養士が兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～19：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～16：15）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～16：15）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

尚、当園では上記に加え、お盆に夏休みを3日間、年始の1月4日、年度替わりに準備日として1日間、家庭保育に協力をお願いしています。

事情があるときは事前に別途申し出て下さい。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、平日は次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合
7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担別表 3 が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時 00 分から 16 時 00 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7 時から 8 時 00 分まで又は 16 時 00 分から 18 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、大阪市にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

- (3) 土曜日の保育は、標準時間認定の方も 8 時 00 分から 17 時 00 分です。保育短時間認定の方は 8 時 00 分から 16 時 00 分です。この範囲の時間帯でご利用下さい。

9 食事の提供方法及び提供日、アレルギー児対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園栄養士によるメニュー・自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

但し、園の行事等で午前中のみの保育の時や遠足の場合はありません
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー児対応状況

除去食及び代替食で対応

食物アレルギー対応マニュアル有

対応には正確な情報交換とご家庭の協力が不可欠です。正確な情報提供をお願いします。（保育園におけるアレルギーに関する生活管理指導表）

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	職員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3	2	1	常勤1名は栄養士です

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず申し出てください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。（3歳児以上無料、但し、主食費・副食費はご負担していただきます）

※口座引き落とし（自動払込利用申込書提出）

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)の保育料のほか、**別表**に掲げる物品を実費負担していただきます。

(3) 保育環境の維持・更新に係る積立金協力金等

施設・設備・備品の維持・管理・更新等、**別表2**の費用のご負担をお願いします。ご協力については随意です。改めて依頼状と申込書を配布いたしますので、できるだけご支援・ご協力をお願いいたします。

上記（1）～（3）の利用料金のお支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どももいない子どもと共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、歯科科

医療機関の名称	秋田医院
医院長名又は医師名	松木智子医師
所在地	大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目12-2

	あべのクオレ 1階
電 話 番 号	0 6 - 6 6 3 3 - 9 4 1 3

(2) 歯科

医療機関の名称	緒方歯科医院
医院長名又は医師名	緒方惟教医師
所 在 地	大 阪 市 阿 倍 野 区 旭 町 1 丁 目 2 - 7 あべのメディックス 2階
電 話 番 号	0 6 - 6 6 3 1 - 3 4 5 2

15 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡します。(必ず連絡できるように留意)

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難・消火・通報等の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 青地祐史 ・ご利用時間 9:30～ 18:30 ・電話番号 06-6631-4718 - F A X 06-6631-1607 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。				
第三者委員	<table> <tr> <td>土居憲之</td><td>電話番号 06-6761-1171</td></tr> <tr> <td></td><td>元大阪市私立保育園連盟苦情相談室長・監事</td></tr> </table>	土居憲之	電話番号 06-6761-1171		元大阪市私立保育園連盟苦情相談室長・監事
土居憲之	電話番号 06-6761-1171				
	元大阪市私立保育園連盟苦情相談室長・監事				

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	AIU 賠償責任保険（企業型）及び行事保険、 スポーツ振興会、大阪市私立保育園連盟園児事故共済
保険の内容	施設賠償責任保険、行事事務事故保険、日常事故保険
保険金額	45,000 円

20 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
0 歳児	1	1 人	0 人
1 歳児	9	9 人	11 人
2 歳児	9	11 人	18 人
3 歳児	15	16 人	17 人
4 歳児	16	18 人	17 人
5 歳児	16	16 人	17 人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	申請中	
自己評価の実施状況	毎年度実施	

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨

公表・公示された事項 なし。

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利等活動について	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

実費徴収に係る別表

別表

10. (2) の保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 R7.2.1 現在

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
幼児主食費 幼児副食費	2号認定を受けたこどもに係る給食費	月額 1,200 円 月額 5,000 円
絵本代	2歳児以上	月額 430～470 円
教育・保育用品費	クラス別、個人持ちの教育・保育用品費	入園時、進級時等 用品代 360 円～15,985 円
入園のお品代	入園祝品及び入園に伴う事務費	入園時 5,000 円
体操服	2歳児以上	体操服 2,860～3,410 円 ズボン 2,860～4,840 円 スモック 3,390 円
制服代 カラー帽子	2号認定の幼児 全園児	8,965 円 1,080 円
保護者会費 保護者会で決定、管理	全園児、行事時の保護者会「ごほうび」、保護者会慶弔	月額 500 円 または 年額 6,000 円
卒園積立金 年長児保護者で決定・管理	卒園児、卒園旅行、卒園記念品、卒園児保護者祝い品等	年長児のみ 月額 4,000 円

寄附金協力をお願い

別表 2

10. (3) の保育環境の維持に供する費用に係る指定協力（寄附）金

*当協力金は任意のご協力をお願いしています。強制では有りません。

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
施設整備協力費	施設建物、設備、備品の整備、更新の為の準備積立	年額 5,000 円

お願い

当園は、設立時(昭和31年)から有志の皆様の懇志(寄附)によって支えられ、これまでご利用の方々のご協力も得て今日まで保育園としての働きを続けてきています。現在ご利用の皆様にも、将来ご利用なさる方々に、保育園として働きを保ち続け得るよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

別表 3

時間外保育に係る利用者負担

標準時間保育の園児について、平日 18:00 から 19:00 の間保育をした場合、時間外保育料を徴収する。

短時間保育の園児について、通常保育時間 8:00 から 16:00 範囲を超えて利用する場合時間外保育料を徴収する。

延長保育利用料金表

	30 分延長	1 時間延長
単発延長料	300 円	400 円
月極延長料	1,800 円	2,900 円

当園は、上記費用の支払を受けた場合は、保護者からの請求に応じ、領収証を交付します。